

1. 空家について

Q:空家の定義は？

- 空家等対策の推進に関する特別措置法において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)となっております。

Q:取り壊し実績50件とのことだが、どういう状態のときに取り壊すの？

- 市が取り壊しているものではないため、取り壊し基準等はありません。解体補助金の利用やセミナー案内時に除却の報告があったものが50件あると認識ください。

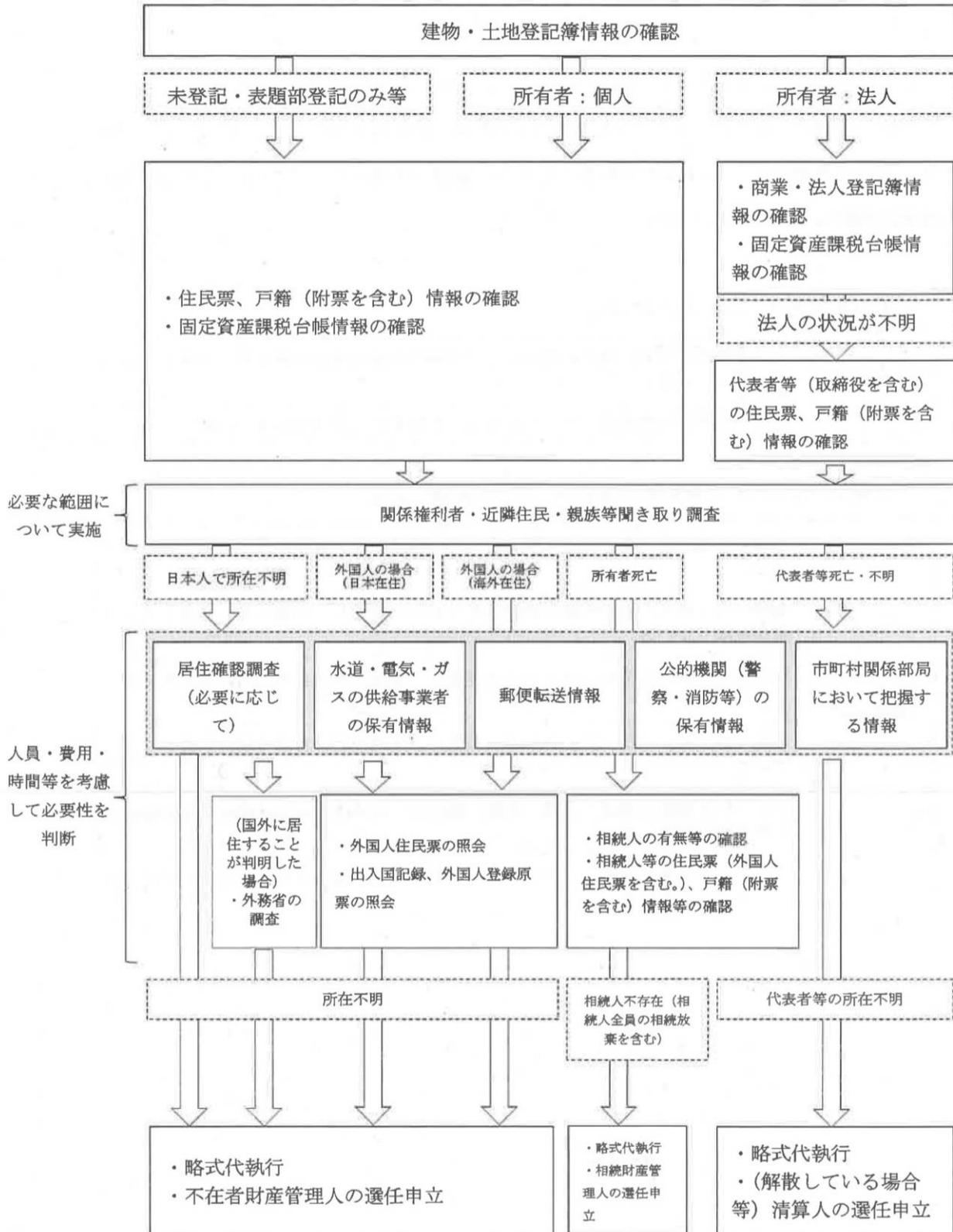
Q:土地と建物の所有者が違う場合で、建物の所有者が不明確な時は、今後どのように対応するのか？

- 国交省のガイドラインに記載の調査手順(別紙資料参照)に沿って所有者確認を実施し、所有者不明の場合、蒲郡市空家等対策協議会で対応を検討します。

Q:通常空き家と危険空き家の、違いと分類方法

- 別紙資料参照

〔別紙5〕所有者等の特定に係る調査手順の例



この実態調査では、蒲郡市空家等適正管理条例第2条に規定する「空家等」のうち、管理不全状態に該当するものを「危険な空家等」としました。

【管理不全状態】

ア	建物等の老朽化が著しく、倒壊の恐れがある。	カ	廃棄物の不法投棄場所になる恐れがある。
イ	台風などで、建物や建築材料が脱落・飛散する恐れがある。	キ	野犬、野良猫等の住家になる恐れがある。
ウ	火災予防上、危険な場所となる恐れがある。	ク	病害虫や悪臭が発生する恐れがある。
エ	交通の障害となる。	ケ	その他、周辺の住環境を著しく損なう恐れがある。
オ	青少年の非行行為防止上好ましくない場所である。		

